

学校法人北海道鹿光学園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、学校法人北海道鹿光学園（以下「この法人」という。）の寄付行為第12条及び第28条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。）及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員に対して、当該年度第1回の定例理事会及び評議員会の出席につき職務に対する給与として、32,495円を支給する。

2 役員及び評議員に対して、当該年度定例理事会及び評議員会の出席につき旅費として、学校法人北海道鹿光学園青山建築デザイン・医療事務専門学校の旅費規程に準じて支給するものとする。

3 役員及び評議員が職務の執行に伴い生じる旅費を要する場合は、学校法人北海道鹿光学園青山建築デザイン・医療事務専門学校の旅費規程に準じて支給するものとする。

4 理事長の職務に対する報酬として、月額200,000円を支給する。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規定は、令和2年4月1日より施行する。

令和4年6月1日 第2条4項を追加。